

2019年8月9日

お客さま各位

株式会社十六銀行

トヨタグループ株式ファンド

ファンド名称の変更および信託約款変更のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、ご投資いただいておりますトヨタグループ株式ファンド（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、下記のとおり、ファンド名称の変更およびその他の信託約款の変更を行いますのでお知らせいたします。

なお、当ファンドの運用の基本方針、運用体制等につきまして、実質的な変更はありません。本お知らせに関しまして、お客さまのお手続きは不要です。

お客さまにおかれましては、何卒ご理解くださいますとともに、今後ともご愛顧くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

敬具

記

1. 変更内容

一般社団法人投資信託協会規則の「信用リスク集中回避のための投資制限」を受け、同規則で規定される「特化型運用」の投資制限に適合させるため、ファンド名称の変更、その他の信託約款の変更（関連条項の整備を含みます。）を行います。

ファンドは従来から変更後の制限内で運用が行われており、この変更によって商品としての基本的な性格に変更はありません。

<ファンド名称の変更>

変更前（2019年8月8日以前）	変更後（2019年8月9日以降）
トヨタグループ株式ファンド	トヨタ自動車／トヨタグループ株式ファンド

<「運用の基本方針」中「運用制限」の変更（要旨）>

変更前（2019年8月8日以前）	変更後（2019年8月9日以降）
同一銘柄の株式への実質投資割合は、制限を設けません。	同一発行体に対するエクスポージャーは信託財産の純資産総額の35%以下とします。ただし、トヨタ自動車株式の実質組入比率は約50%までとします。

2. 変更理由

法令および一般社団法人投資信託協会規則に基づくものです。

3. 変更日

2019年8月9日（金）

以上